

## 平成30年度茨城県共同募金会地域福祉特別助成交付要項

### 1 対象団体

県内に所在し、県民を対象として2に記載の対象事業を行う市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティアグループ、任意団体等。ただし、申請時に活動を開始してから概ね1年以上を経過している団体とする。

### 2 対象事業

特別助成 (A)	<p>①主として高齢者、障害者、児童など福祉サービス利用者への支援を目的として行う事業活動またはその福祉活動に必要な機器の整備を行うもの</p> <p>(助成事業例)</p> <p>高齢者サロン、こども食堂、学習支援教室等の運営・整備 福祉課題解決のための関係者のネットワークづくり 福祉対象者を支援する相談事業や福祉人材育成等を目的とした研修会</p>
特別助成 (B)	<p>①主として地域交流を目的として行う事業活動であるもの</p> <p>②防災、防犯対策を促進するための事業活動であるもの</p> <p>(助成事業例)</p> <p>高齢者スポーツ大会の開催 防災倉庫の整備や防災備品の購入 防災訓練の実施</p>

### 3 助成額

特別事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成する。

地域福祉特別助成 (A)	事業費の80%以内で500,000円以内
地域福祉特別助成 (B)	事業費の60%以内で300,000円以内

#### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、助成申請書（様式1号）に指定の書類を添付し、団体所在地の市町村共同募金委員会に2部提出しなければならない。

市町村共同募金委員会は、地域福祉特別助成（A）の申請があった場合は意見書を作成する。

#### 5 助成金の交付決定

茨城県共同募金会会長（以下「会長」という）は、助成の決定をしたときはその内容及び条件を助成金交付決定通知（様式2号）により通知する。

#### 6 助成金の支払

助成金は、助成事業が終了しその額が確定した後に支払うものとする。

助成事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成事業者からの請求に基づき助成金を全額概算払いすることができる

助成事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは会長に概算払申請書（様式第3号）を提出するものとする。

#### 7 内容の変更等

助成事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更しようとするときは、助成金変更交付申請書（様式自由）を会長に提出するものとする。ただし、総事業費の20%以内の増減については、この限りではない。

#### 8 実績報告

助成事業者は、事業完了後1カ月以内若しくは平成31年3月1日までに実績報告書（様式第4号）と収支決算書を会長に提出しなければならない。

#### 9 助成金の額の確定

会長は、実績報告書の内容を審査し、助成金の使途が適切であると認めた場合には、助成金の額を確定するものとし、助成事業者に対し助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

#### 10 助成金の取り消し

会長は次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を申請した用途以外の用途に使用したとき
- (2) 事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき
- (3) 助成金を不正に使用したとき
- (4) その他会長が不適と認めたとき

#### 1 1 助成金の返還

助成事業者は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されている場合は、定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

助成事業者は、助成金の額の確定後、助成金に残金が生じた場合は返還することとする。

#### 1 2 その他

この助成金の収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿は、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

その他本助成に関する事項は茨城県共同募金会地域福祉特別助成取扱要領に定めるところによる。

#### 附則

この要項は平成30年4月2日から施行する。